

登録品種の種採りを原則・禁止へ、「自家増殖」規定廃止？！

「種苗法一部改正案」に反対する

2020・4・25

NPO 法人 日本有機農業研究会

現行法は、農民の「自家増殖」の権利を保障

「種苗法」は、「品種の育成の振興と種苗の流通の適正化」を図る法律で、品種登録をした「育成者の権利」（育成者権）を擁護している。「登録品種」を栽培した場合、農家はその種子を種子や苗として販売することが禁じられている。

だが、現行種苗法では、「登録品種」にも農民の本来の権利である「自家採種」「自家増殖」の権利を保障している。登録品種の収穫物の中から（または自家採種をしたり、挿し芽・接ぎ木で）、それを自分の栽培地内で次の農作期に使うことができる。そうした「育成者権の及ばない範囲」が第21条2項に明記されている。こうした「例外」は種苗法の元になる UPOV 条約で認められたものだ。

これは、種子はみんなのもの、先祖代々受け継がれてきた人類の共有の財産であり、農民の自家採種は根本の権利だという世界共通の原理に基づいている。

種苗法改正案は、「自家採種」規定を「廃止」

これまで、種苗会社などが「自家採種実質禁止」を強く要求してこなかったのは、販売している登録品種の種子の多くは一代交配の F_1 であり、 F_1 では次世代の種子は品種の特性の形質がばらけて（メンデルの法則）、同質の種の採種が不可能であるからだ。農家は、 F_1 の種子は、毎年購入しなければならない。そのため、種苗会社はあえて種苗法による品種登録や同法による「自家採種禁止」を持ち出す必要はなかった。 F_1 種子の隆盛は、品種登録が増えるのを阻むいわば防波堤になっていた。

今回の種苗法改正の表向きの理由は、「シャインマスカット」（ブドウ）や「紅秀峰」（サクランボ）などの優良な品種が海外流出し、外国で栽培・販売されて、日本からの輸出を妨げているというものだ。だが、海外流出防止には外国での品種登録こそが必要であり、今回の種苗法改正では、有効な海外流出の防止策とはならない。種苗法改正の本質は、この「自家増殖」規定の「廃止」にあるとみるべきだ。（法改正の要綱第三）

「自家増殖」規定「廃止」の陰に、遺伝子操作作物

今回の種苗法改正でこれまで自由にやっていた「自家採種」「自家増殖」が許諾料の支払いなしでできないことになれば、一部の種苗育成者にとってのメリットはあっても、多くの農民にとっては多大な経済的負担となる。そればかりでなく、本来農民が先祖代々受け継いできた種を後代に残す、農民にとっての「自家採種」の使命と権利が、国によって制限されることになる。

農の自然な営みが、時の政府の法律によって制限されることは許しがたい。

その背景に、「遺伝子組み換え・ゲノム編集作物」の育成者が見え隠れする。これらの品種の中には、F₁のものと違って、固定種と同じように自家採種が行えるものがある。育成者にとって、「自家採種」されては利益につながらない。毎年種子を購入してもらうには、販売時に個別に販売先に「自家採種しないこと」という契約を結ばなければならない。そこで育成者は、確実に利益につながる方途として、「自家採種」の原則・禁止を求めてきたのであろう。今回、種苗法一部改正でこのような「自家採種」規定の「廃止」を認めれば、遺伝子組み換え・ゲノム編集由来の品種で儲けようとするグローバル企業の思う壺である。その独占的地位を許すことにもつながる。

そもそも、遺伝子操作作物は、自然の摂理に反する

そもそも、遺伝子組み換え・ゲノム編集作物は、自然の摂理に反する。人の食用や家畜の飼料への利用は認められない。しかも、その安全性や有用性、環境への影響などは、十分に検証された上で商品化されたものではない。日本では1996年から食料、飼料向けに遺伝子組み換え作物が輸入されたが、国民が24年間も人体実験されているようなものだ。消費者は、抗生物質耐性遺伝子を含み、農薬の汚染度の高い農産物を食べさせられている。すでに、除草剤耐性のスーパー雑草、Btに耐性を持ったアワノメイガも出現し、遺伝子操作作物の有用性さえ危ぶまれている。国は、遺伝子操作作物の育成者の儲けに道を開くのではなく、むしろそれを阻むべきであろう。

新型コロナウイルス感染拡大の非常事態下、種苗法改正の審議入りは中止すべき

今、新型コロナウイルスの爆発的感染拡大が世界中で起きている。人の健康を左右する免疫力和腸内細菌叢は直結すると言われている。遺伝子組換え作物には抗生物質耐性遺伝子が組み込まれているので、それが人畜の腸内細菌叢に及ぼす影響を懸念せざるをえない。不安は高まるばかりだ。このような遺伝子操作技術を用いた人工的な作物＝品種はとうてい受け入れがたい。

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、遺伝子操作由来の品種によるバイオハザード、人畜感染症など私たちがまだ経験したことのない事象も起こりうる。この緊急事態下で姑息なまでにこの法律の「改正」を行うことは決して許されない。

NPO 法人 日本有機農業研究会

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502

<https://www.1971joaa.org> メール info@1971joaa.org